

**中山間地域等直接支払制度**

**集落協定の第3期対策への移行に関するレポート**

**集落協定の締結状況、特に廃止協定の傾向について**



**平成23年7月**

**山口県農林水産部 農業経営課**

はじめに

中山間地域等直接支払制度の第3期対策が平成22年度から始まりました。平成22年度の実施状況は制度実施市町が16市町、協定数が828協定、実施面積が11,735haとなっています。

第2期対策から第3期対策への移行に関しては、集落協定の再締結や廃止等について、一定の傾向が認められましたのでここに報告します。

1 第2期対策から第3期対策への、協定数の増減について

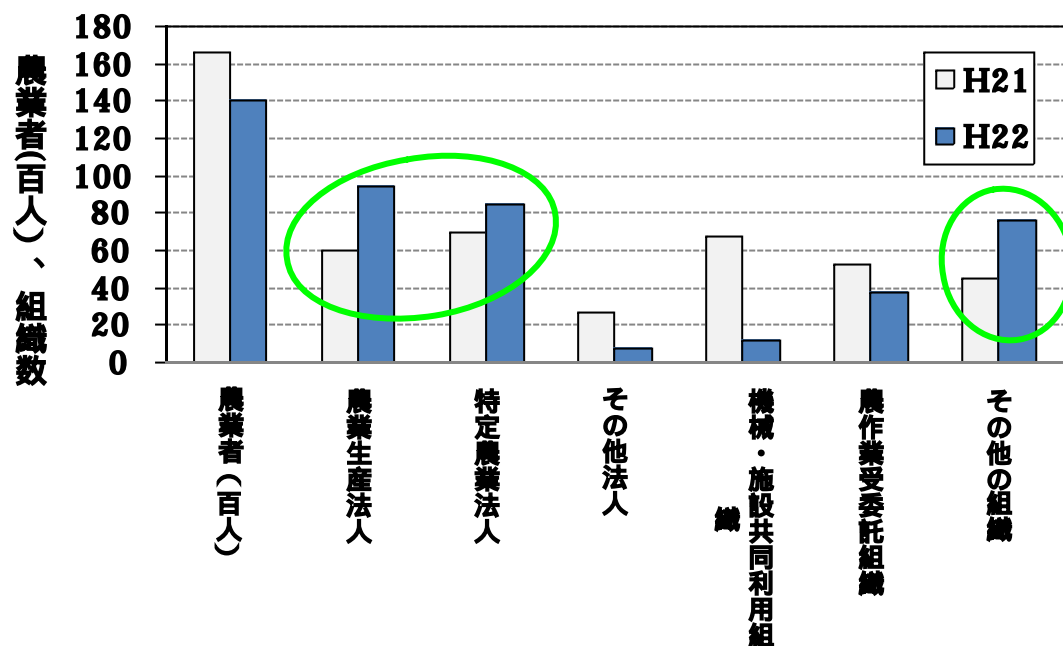
協定数は、第2期対策の926から第3期対策は828へと、98減少しました。廃止協定数は123、新規協定数は45となりました。

市町名	協定数		平成22年度			
	H21	H22	新規協定数	分割による増	統合による減	廃止協定数
下関市	93	115	14	14	0	6
宇部市	40	30	0	0	2	8
山口市	91	77	2	0	7	9
萩市	165	155	4	2	3	13
防府市	4	4	0	0	0	0
岩国市	85	69	1	5	5	17
光市	1	1	0	0	0	0
長門市	111	104	1	0	0	8
柳井市	56	49	8	0	5	10
美祿市	125	116	8	0	0	17
周南市	51	32	5	0	15	9
山陽小野田市	6	6	0	0	0	0
周防大島町	50	30	1	0	2	19
上関町	1	0	0	0	0	1
田布施町	3	3	0	0	0	0
平生町	18	15	1	0	1	3
阿武町	26	22	0	0	1	3
合計	<b>926</b>	<b>828</b>	<b>45</b>	21	41	<b>123</b>
(うち集落協定)	(915)	(816)	(41)	(21)	(40)	(121)

## 2 集落協定締結状況について

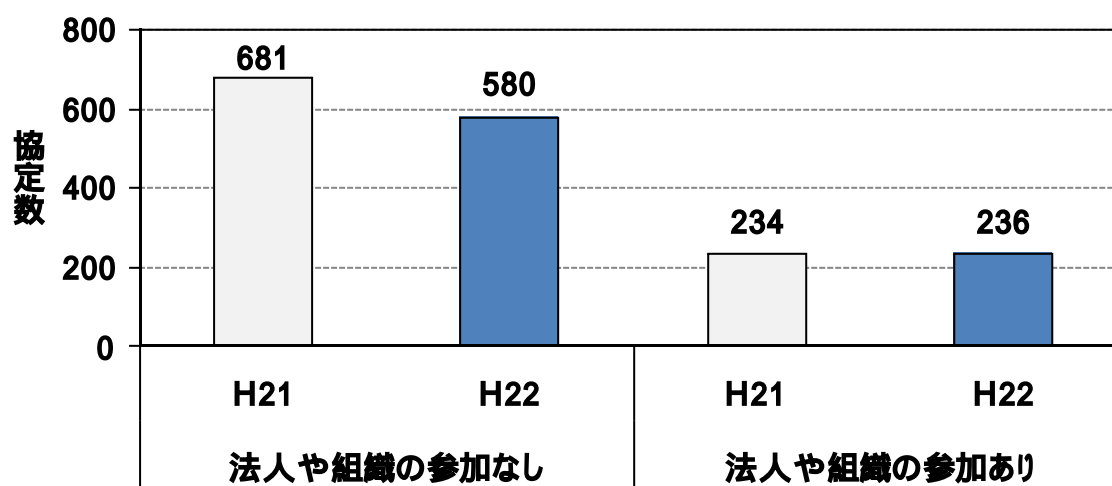
### (1) 参加者の内訳

農業者が減り、法人(農業生産法人、特定農業法人)とその他組織(特定農業団体等)が増える傾向にありました。これらの法人や組織は、集落における農業生産活動の新たな、そして主な担い手として位置づけられています。



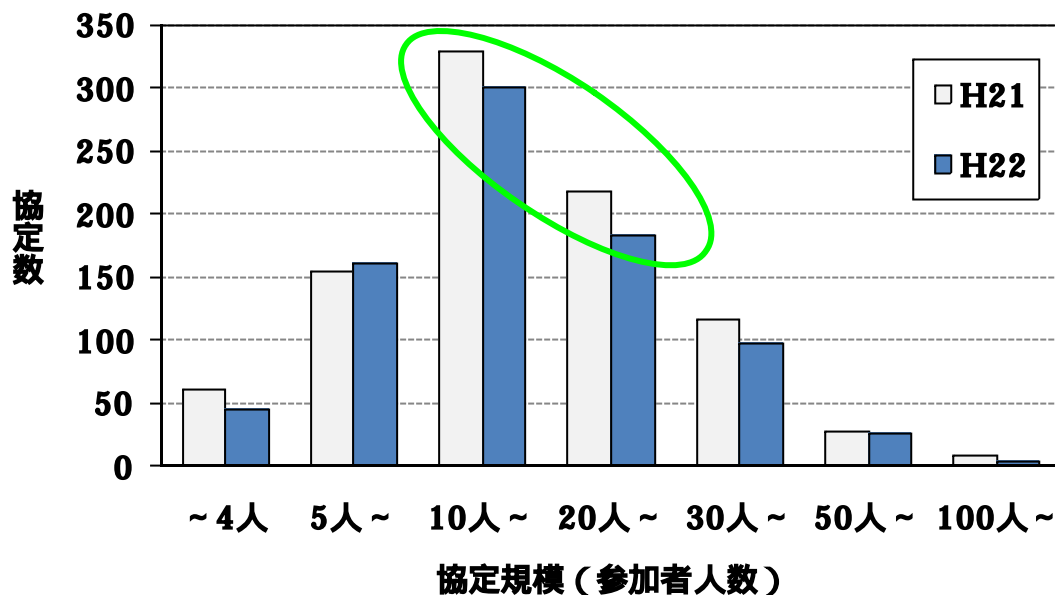
### (2) 法人や組織の参加の有無

協定参加者として、集落の営農を行う法人や組織が参加していない協定数が減少(101の減)する一方で、法人や組織が参加している協定数が微増(2の増)となりました。



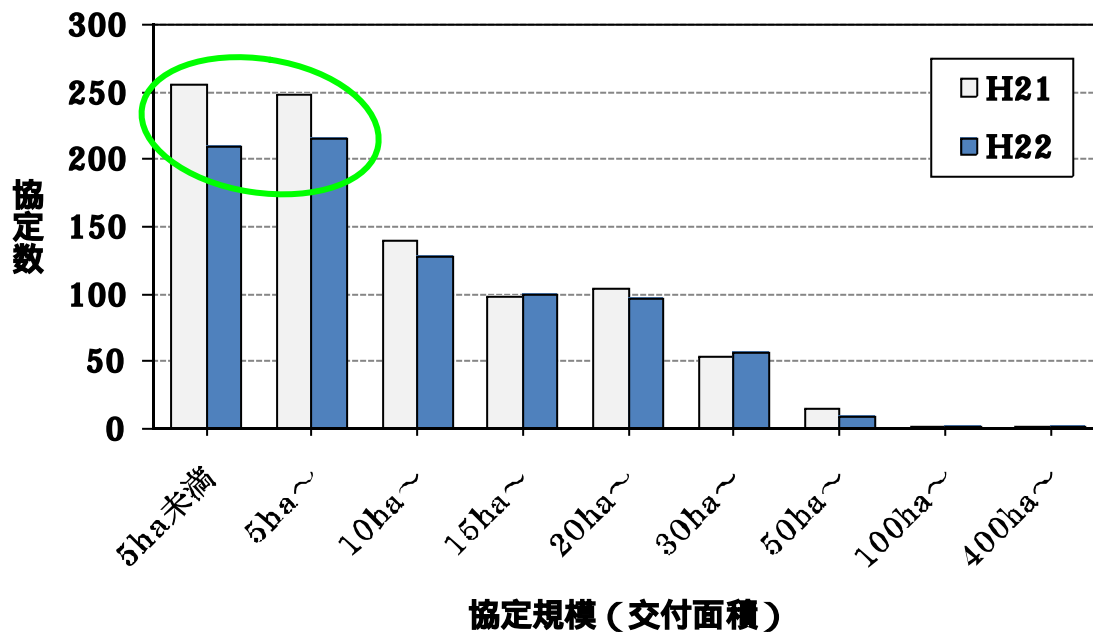
### (3) 参加者人数

協定参加者人数別の協定規模では、特に10人以上30人未満の規模で協定数が減る傾向にありました。



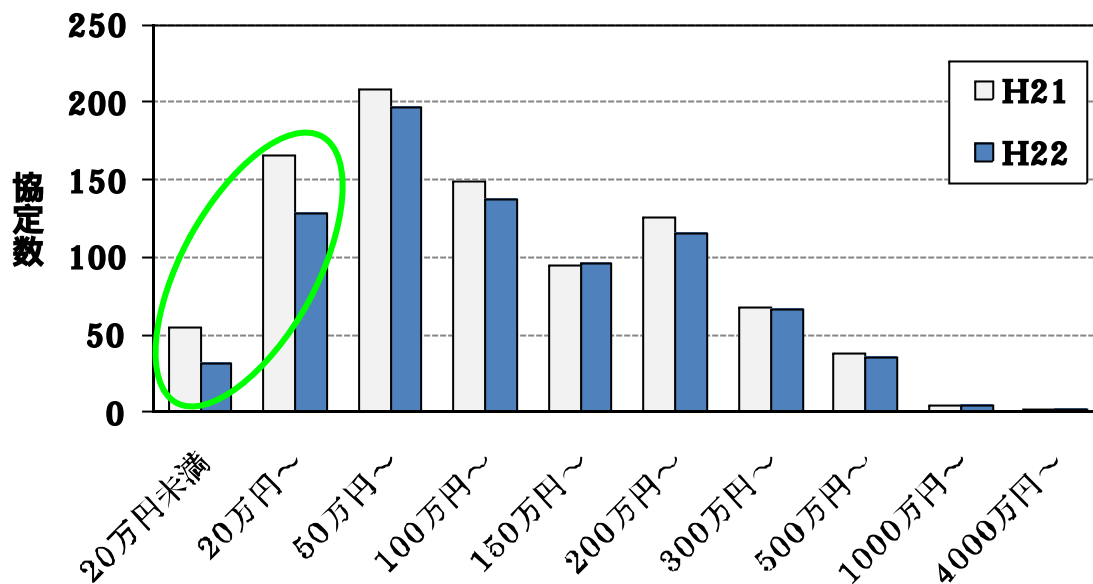
### (4) 交付面積

協定交付面積別の協定規模では、特に10ha未満の規模で、協定数が減る傾向にありました。



( 5 ) 交付金額

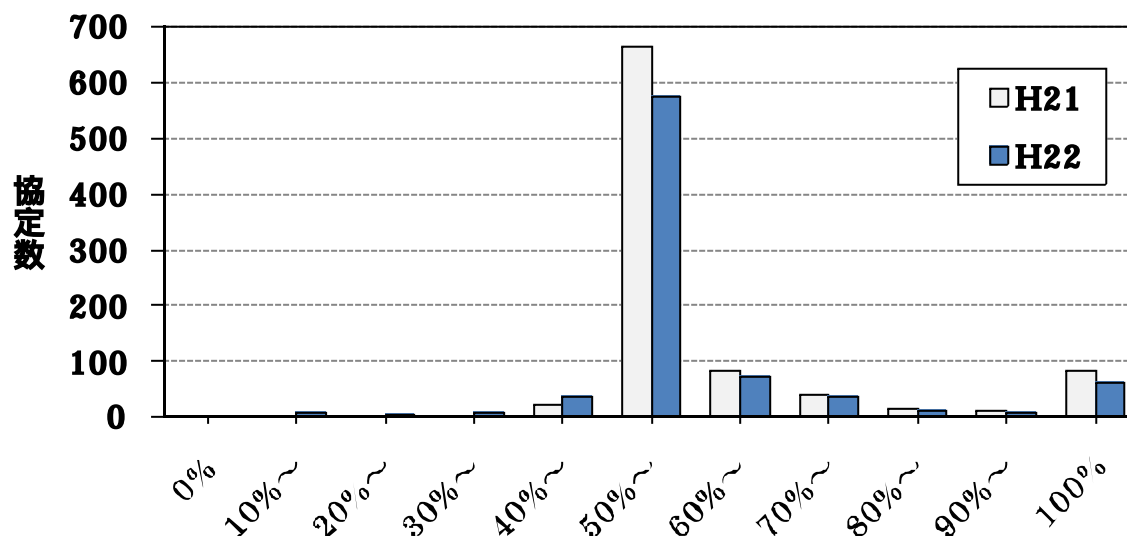
交付金額別の協定規模では、50万円未満の規模で、協定数が減る傾向にありました。



協定規模(交付金額)

( 6 ) 共同取組活動充当割合

交付金の共同取組活動への充当割合では、分布に大きな変化はありませんでしたが、平成22年度は、共同取組活動の充当割合が10~30%という集落協定が新たに出現しました。



共同取組活動充当割合

### 3 廃止協定の傾向について (出典：H21データより)

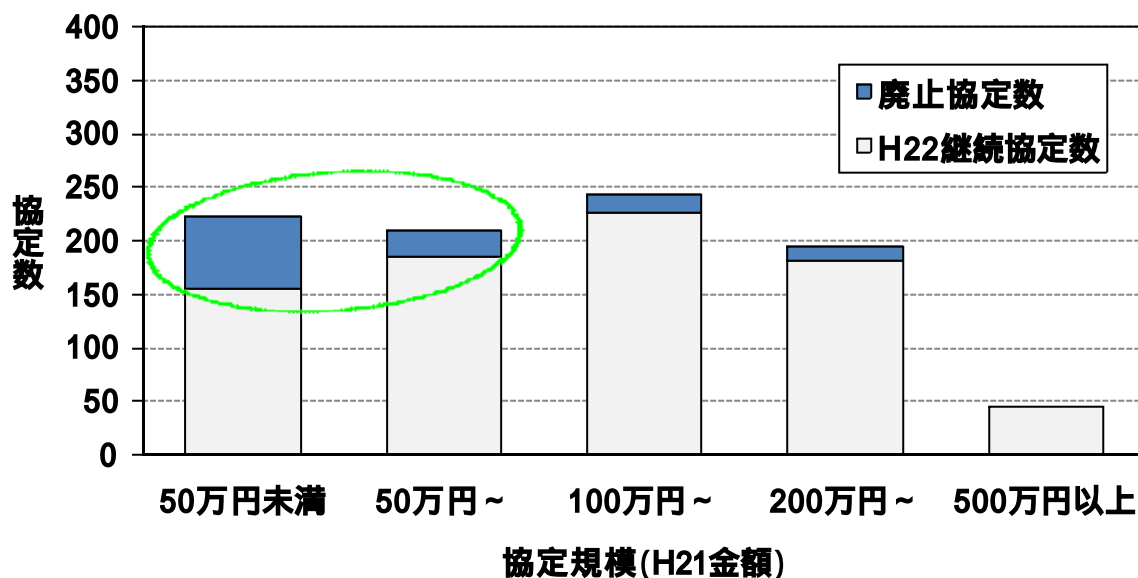
#### (1) 協定規模

協定数減少に影響が大きかった交付金額と交付面積に着目し、平成21年度のデータを元に、それぞれ協定規模を大きく5段階に分け、廃止された協定がどの規模に含まれていたのかを調査しました。

廃止協定は集落協定規模が小さいほど、多くなる傾向にありました。

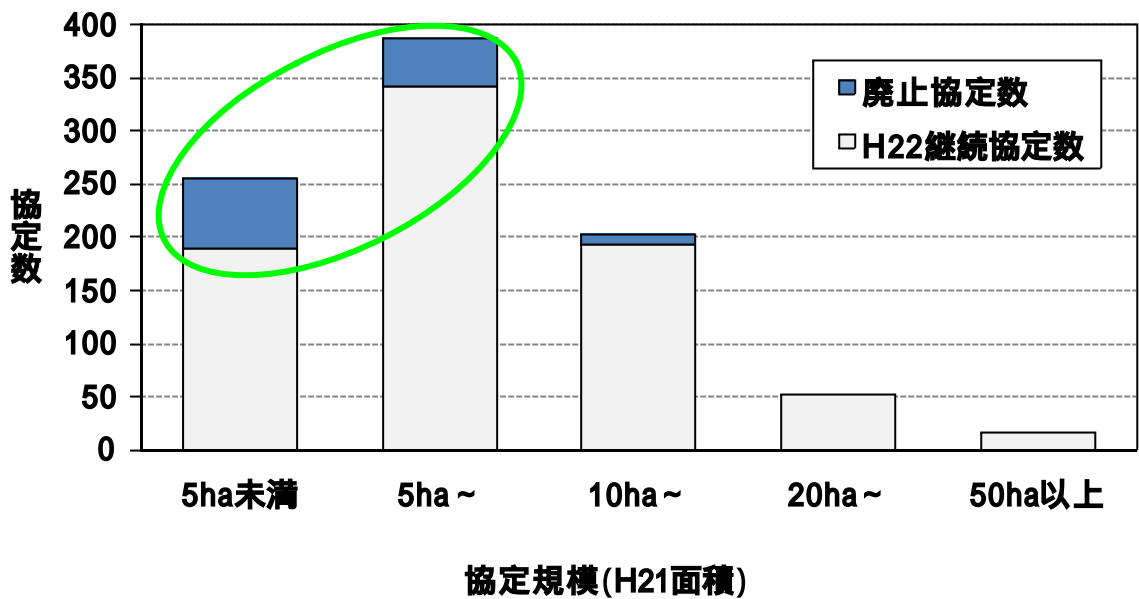
#### 交付金額

交付金額の規模	H21 全協定数	H22 継続協定数	廃止協定数	廃止割合
50万円未満	223	155	68	56%
50万円～	209	186	23	19%
100万円～	244	227	17	14%
200万円～	194	181	13	11%
500万円以上	45	45	0	0%



#### 交付面積

交付面積の規模	H21 全協定数	H22 継続協定数	廃止協定数	廃止割合
5ha 未満	256	189	67	55%
5ha～	387	342	45	37%
10ha～	202	193	9	7%
20ha～	53	53	0	0%
50ha 以上	17	17	0	0%

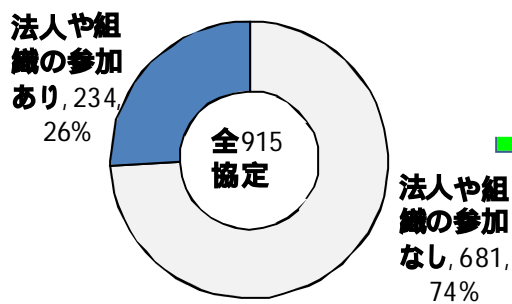


(2) 法人や組織の参加の有無

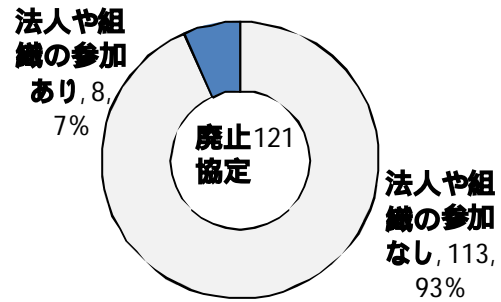
平成21年の全集落協定数915のうち、法人や組織が参加していなかったのは681(74%)、法人や組織が参加していたのは234(26%)でした。一方、廃止集落協定数121のうち、法人や組織が参加していなかったのは113(93%)、法人や組織が参加していたのはわずか8(7%)でした。

廃止されたほとんどの協定には、集落営農に関係した法人や組織が参加していませんでした。

法人や組織の参加の有無(全集落協定)



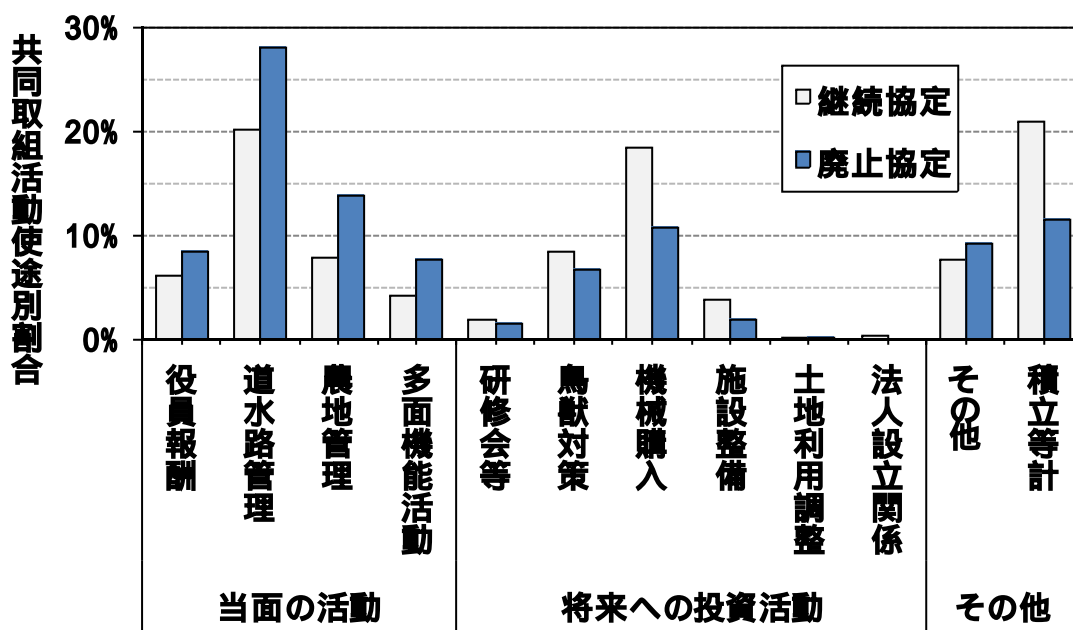
法人や組織の参加の有無(廃止協定)



(3) 共同取組活動への交付金の使途

共同取組活動への交付金の使途について、廃止協定では、当面の活動への配分が多く、継続協定では、将来への投資活動への配分が多くなる傾向にありました。

	共同活動使途	当面の活動				将来への投資活動						その他	
		役員報酬	道水路管理	農地管理	多面機能活動	研修会等	鳥獣対策	機械購入	施設整備	土地利用調整	法人設立関係	その他	積立等計
継続協定	金額(百万円)	65.5	214.2	82.6	44.2	19.8	90.3	195.7	40.5	1.2	3.2	81.8	222.0
	割合	6.2%	20.2%	7.8%	4.2%	1.9%	8.5%	18.4%	3.8%	0.1%	0.3%	7.7%	20.9%
廃止協定	金額(百万円)	4.9	16.3	8.1	4.4	0.9	3.9	6.3	1.2	0.1	0.0	5.3	6.7
	割合	8.5%	28.1%	13.9%	7.6%	1.6%	6.7%	10.8%	2.0%	0.1%	0.0%	9.2%	11.5%



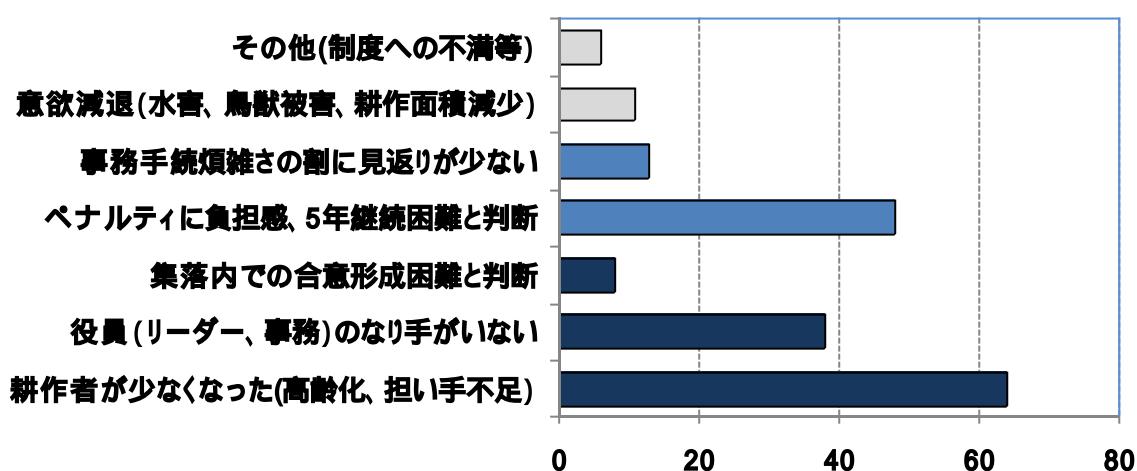


#### 4 協定が廃止された理由について

第2期対策末で協定を廃止した元集落協定にアンケートを行ったところ、87の元協定から回答があり、その結果をまとめました。(H23.2月実施、回答率72%、各項目は複数回答)

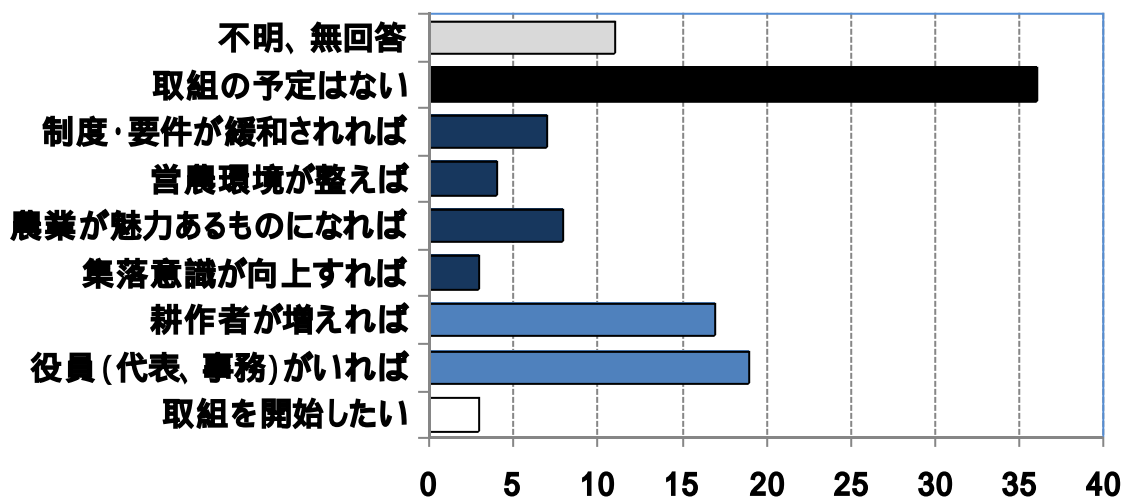
##### (1) 第3期対策で直支協定に取り組まなかった理由

人材(耕作者、役員のみ手)がいなくなり、5年の耕作継続困難が見込まれると判断され、協定の継続とはなりません。協定廃止理由として、人の問題が上位を占めています。同時に、実際に第2期対策に取り組んだ経験から、5年間耕作を継続することが大きな負担と感じられていることがわかりました。



##### (2) 取組可能となる条件

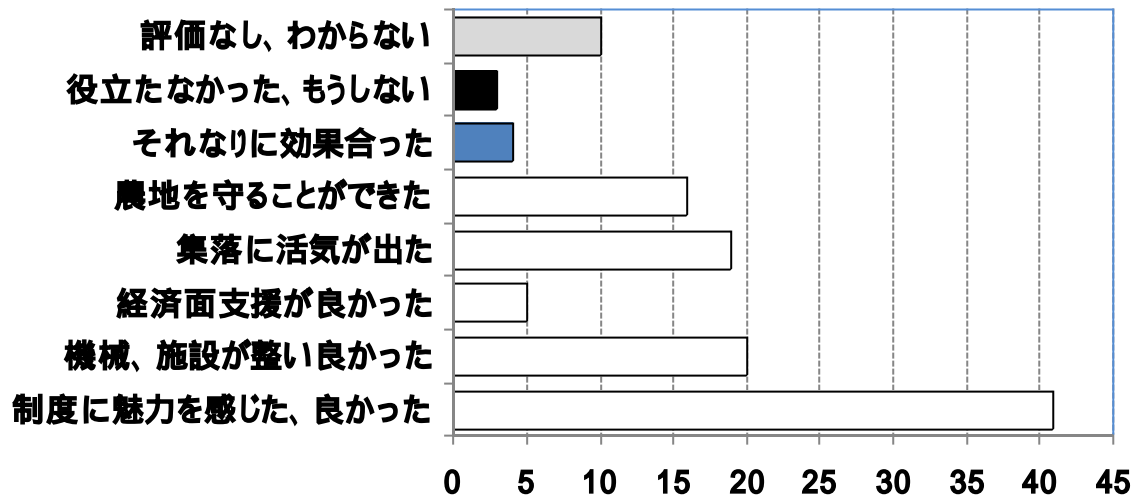
取組を開始したいとするのはわずか3協定(3%)で、36の協定(40%相当)が取組予定はなしとの回答でした。残りの協定からは、特に人材(役員、耕作者)の確保や増員の改善があれば、協定再締結の可能性があると回答でした。



### (3) 制度の評価

「役立たなかった、もうしない」としたのはわずか3協定で、評価なし、わからないとしたのは10協定でした。残りの協定(85%程度)は、評価するとの回答でした。

廃止された協定は、制度の良さを十分理解し、制度を高く評価しつつも、(1)の理由(人がいなくなった)により、不本意ながらも協定廃止に至ったと考えられました。



## 5 第3期対策への移行に関するまとめ

第2期対策から第3期対策への移行に伴い、集落協定数が大きく減りましたが、特に、交付金額や交付面積が少ない小規模の協定が減少する傾向にありました。

協定参加者の構成内容では、農業者数が減り、法人(農業生産法人、特定農業法人)やその他組織(特定農業団体等)数が増え、また協定参加者に法人や組織がある協定数は維持される傾向がありました。

集落における農業生産活動体制は、**個々の農業者が行う農業から、担い手組織が行う農業へと、シフトしつつある状況**がはっきりと現れていました。

一方で、第2期対策末で廃止された協定は、協定規模(交付金額、交付面積)が小さいほど多くなる傾向にあり、これら廃止協定には、集落で営農を行う法人や組織の参加がほとんどありませんでした。廃止された協定の交付金の共同取組活動の配分については、道・水路の維持管理等、当面の活動に多く配分し、将来の集落活動への投資配分が少ないという傾向にありました。

協定廃止となった原因としては、制度そのものへの評価は高かったのですが、協定参加者の高齢化に伴う人員不足が特に深刻で、5年間の耕作継続に自信が持てなかったためとする回答が多数を占めました。

## 6 今後の推進方向

### (1) 既存の集落協定に対して

集落協定の維持存続には、集落の農業生産活動の担い手として位置づけられる法人や組織が協定に参加していた方が有利だと思われます。これら組織が無い集落協定を維持存続するためには、集落営農組織を作り始めるか、または近隣の既存組織に応援を頼める状況を作っておくか、さらにはこれら組織が参加する近隣集落協定との合併を検討することが重要だと思われます。

協定に法人や組織が参加し比較的余力のある既存協定による小規模・高齢化集落の編入を促進し、協定規模(交付金額・面積)を増やすなど、市町等関係機関からの働きかけの有無が、今後の「地域農業存続」の成否に関わってくると思われます。

### (2) 協定が廃止された集落に対して

廃止された集落協定において、最も望まれている集落の人材(耕作者、協定役員)の確保については、集落内に居住する人を簡単に増やすことができないことから、今後の現実的な対応方法としては、周辺集落の担い手に応援を頼んだり、周辺集落と共同で営農する体制づくりが必要であると思われます。

そのためには、少なくとも協定未締結集落の将来の引き受け手が不明なほ場整備田については、隣接集落の担い手(法人含む)が耕作のために集落に入りやすいように、集落としての受入体制作り(他集落耕作者に対する排他的雰囲気もなくす)が必要です。

そして、市町等関係機関は、支援元となる近隣集落協定や担い手(法人含む)の広域的な活動を促進するため、それら担い手が地域の後継者として認知されるよう支援する必要があると思われます。